

京丹後市広報紙広告掲載取扱要領

趣旨	この要領は、京丹後市の自主財源を確保し、市民サービスの向上と地域経済の活性化に資するため、京丹後市広報紙への民間事業者等の広告の掲載について、以下のとおり必要な事項を定めるものとする。
広告掲載対象物	京丹後市広報紙「広報京丹後」
対象物の仕様等	【発行部数】 20,500 部 ※11月号以降、150部を上限に増減する可能性あり
	【発行回数】 年12回、毎月発行 ※1・2月号は1月に発行(12月発行なし)
	【規格】 A4、フルカラー印刷、右開き、28～36ページ(最大36ページ)
	【配布範囲】 京丹後市全域
	【配布方法】 自治会・郵送による全戸配布
広告掲載基準	別紙 京丹後市広報紙広告掲載に関する基準
広告規格等	【掲載号】 令和7年5月号から令和8年4月号までの計12号(予定)
	【サイズ】 1枠 縦48mm×横88mm以内に収める ※2枠希望される場合は、枠を横に並べる配置のみとなります。また、枠間の余白部も広告可とします。(2枠の場合、最大縦48mm×横181mm) ※同一の掲載希望者による広告は、1号につき最大2枠までとします。
	【掲載枠数】 1号につき12枠程度(増減あり)
	【位置】 原則、情報ガイドコーナーのページ下部(変更あり)
	【色数】 フルカラー
	【罫線】 表罫は0.5mm程度
	【その他】 ・可読性に配慮し、文字を読みやすいデザインにしてください。 ・広告枠外に「広告」等の有料広告表記の文字を記載します。 また、広告内容等を市が推奨するものではない旨を記載する場合があります。 ・掲載希望が想定の掲載枠数を越える場合は抽選や調整を行う場合があります。

広告掲載料等	【掲 載 料】1 枠につき 10,000 円+消費税及び地方消費税 ① 1 枠を 2 号掲載=20,000 円+消費税及び地方消費税 ② 2 枠を 3 号掲載=60,000 円+消費税及び地方消費税 ③ 2 枠を 6 号掲載=120,000 円+消費税及び地方消費税 ④ 2 枠を 5 号、1 枠を 1 号掲載=100,000 円+10,000 円+消費税及び地方消費税 【納入方法】指定の納入書にて納入してください。 【納入期限】納入書が到着次第速やかに。 【返 還】掲載料は、掲載希望者の責めに帰さない事由により、広告の掲載を中止した場合のみ返還するものとします。
原稿提出等	【提出書類】京丹後市広報紙広告掲載申込書[様式 1]及び申込書に記載の添付書類一式 【出力見本】カラーの出力紙又は PDF データ 【デ ー タ】原寸の JPG(350dpi 以上、CMYK)データ ※原則、提出された原稿の校正は行いません(紙面に合わせてサイズを調整する場合はあります)。また、データ提出後の修正は受け付けません。 ※既に掲載されたものと同じデータの場合は、データ提出不要です。 【提出期限】(※)土日祝の場合はその前日 申込書 /掲載希望月の前月 15 日(※)午後 5 時まで データ /掲載希望月の前月最終日(※)午後 5 時まで ※申込期限、データ入稿期限、発行日は別紙のとおり
審査	・申込書及び出力見本を元に掲載希望者が掲載基準を逸脱していないかを審査し、必要であれば修正を指示します。 ・審査が終了しない場合や審査による修正指示を反映したデータ提出が期限に間に合わない場合、当該原稿の掲載は認めません。
掲載中止	データ提出後、校了日までに以下のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を中止します。その場合、広告掲載料の返還は行いません。 ・審査による修正指示を反映したデータを期限内に提出しなかった場合。 ・申込書の内容に虚偽があった場合。 ・掲載希望者の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。 ・掲載希望者の社会的信用を著しく損なうような事案が明らかになったとき。
留意事項	・広告の内容等に関する責任は掲載希望者が負うものとし、掲載に伴うトラブル等は掲載希望者の責任及び負担において解決してください。 ・広報紙は市ホームページ等のインターネット上でも掲載します。